

あなたの意見を市政へ

市政モニター 募集します



市有施設を見学する市政モニター

来年度の市政モニターを募集します。市政モニターは、市政に対する意見や要望を文書で提出、モニター会議に出席していただきます。また、市有施設の見学や市議会の傍聴などもあり

ます。なお、本年度の市政モニターの見解を、本紙9月1日号で紹介しました。参考にしてください。

募集人員：十五人 応募資格：18歳以上の市民（市政モニター経験者と公務に携わる人を除く）

で、施設見学会や市議会の傍聴などに出席できる人 任期：4月～平成17年3月 主な仕事：月一回程度、市政に対する意見・要望の提出や市有施設の見学、市議会の傍聴など 申し込み：1月20日 までにハガキまたは郵送で、「市政モニター応募」と住所・氏名・年齢・性別・職業・勤務先（学校名）・主な職歴・電話番号（自宅・勤務先など）を明記し、応募動機や市政について日ごろ感じていることなどを百字程度の文章にして市役所広報広聴課（890 6644）へ

その他：選出は応募者の中から地域や年齢などを考慮して選任します

測量、建設コンサルタントなど

入札参加希望者は申請

平成十六・十七年度に発注する測量、建設コンサルタント業務など、平成十六年度に発注する建設工事の競争入札に参加を希望する人は、資格審査申請をしてください。

対象：測量、建築・土木関係建

設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を行う業者と、土木・下水道、舗装、建築、電気、衛生給排水設備などの建設工事業者（既に資格の認定を受けた工事種別を除く） 申請要領の配布

市内業者：1月30日 まで
市外業者：2月6日 まで

申請書の様式：は本市独自様式 国土交通省統一様式 申請期間：は1月13日～30日

は1月13日～2月6日、午前9時～午後5時 場所：市役所契約課

：問い合わせは同課 890 6288へ。

冬の青少年健全育成運動

「IT機器正しく使って

一月三十一日 まで、携帯電話やパソコンとの正しい付き合い方を考えよう」を目標に冬の青少年健全育成運動が実施されています。

携帯電話やパソコン

情報化社会に欠かすことのできない道具となった携帯電話やパソコンなどのIT機器。最近利用者の低年齢化も進み、誰もが簡単に情報を手でできるようになりました。しかし、その中には有害な情報もはらんでいます。その結果、青少年の犯罪や非行が増加。これを防止するためには、大人や地域の子どもたちに携帯電話やパソコン

の正しい使い方を身に付けさせることが大切です。興味本位でなく、正確な情報を利用するよう、青少年へきちんと伝え啓発していきましょう。

出会い系サイト規制法

「インターネットの異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制に関する法律」が施行されました。インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）を利用して、十八歳未満の人を対象とする「不正誘引」を禁止。違反すると罰金百万円以下の処罰があります。

：問い合わせは青少年課 2 31 5138へ。

楽しもう友人との再会

11日に行います「成人祝」

新春恒例の成人祝を、一月十一日に行います。式典に続く「はたちのつどい」では、軽快なダンスや豪華賞品が当たる



はたちのつどい（昨年）

抽選会も。また、会場ではボランティアが障害のある人に案内したり、外国人のために通訳したりします。なお、会場周辺は、大変混雑します。自家用車での来場はご遠慮ください。

日時：1月11日 午前9時30分（アトラクションは10時から）

会場：市民文化会館 内容：アトラクション、式典、「はたちのつどい」

：問い合わせは青少年課 2 31 5138へ。